

西宮市社会福祉審議会

令和4年度第1回 児童福祉専門分科会

会 議 録

□開催日時 令和5年2月7日（火） 午前9時30分～

□開催場所 西宮市議会 4号委員会室 （市役所本庁舎議会棟3階）

□出席者

・委員：才村会長、畠山副会長、梶委員、上月委員、澁谷委員、側垣委員
福井委員

[欠席] 北岡委員

・事務局：伊藤こども支援局長、小島子供支援総括室長

塚本子供支援総務課担当課長（計画推進）、増田保育施設整備課長

西垣内保育幼稚園指導課長、緒方子育て支援部長

三柵子供家庭支援課長、山本子育て事業部長

堤下子育て事業部参事（保育指導担当）、草野保育幼稚園支援課長

内藤保育入所課長、園田保健所副所長、浦岡地域保健課長

中東地域保健課担当課長（北口・鳴尾保健福祉センター）

後迫地域学校協働課担当課長（放課後事業）、濱本学校保健安全課長

会議次第

議事

- (1) 子ども・子育て支援プランの評価方法について
- (2) 子ども・子育て支援プランの評価について
- (3) 地域型保育事業、幼保連携型認定こども園の認可について

会議概要

〔午前 9 時30分 開会〕

議事 (1) 子ども・子育て支援プランの評価方法について

〔発言者なし〕

議事 (2) 子ども・子育て支援プランの評価について

重点施策 6 子ども・子育て支援プランの評価について

○委員 9ページの「生活の支援」で、「スクールソーシャルワーカーの拡充」がB評価になっていますが、全市20校を5名のスクールソーシャルワーカーが担当されているので、単純に割ると4校ずつになります。いじめなど現在の子供たちの状況や様々な生活状況を考えると、絶対数としては非常に少ない。本来ならば全校に1人ずつ配置するのが一番望ましいですし、中身が充実したサポートができるのではないかと、子供にとっても自分の学校にそういう方がいてくださると気軽に相談できるのではないかと思います。国や県の補助金の関連もありますが、西宮市の施策として重点的に各学校に1人ずつのスクールソーシャルワーカーを配置するという強固な方針の推進をしていただけたらと思います。特にいじめ等は早期の対応が必要ですし、そのあたりで先生方と協力したサポート体制を強化していくという強い方針を持って、B評価以上の成果を早急に目指すような体制をつくってほしいと思いますが、いかがでしょうか。

○事務局 スクールソーシャルワーカーの配置については、国の事業として、週1回、中学校区に4時間が目安となっています。まだまだ足りないことはご意見のとおりと考えていまして、増員についてはこれからも要望していきます。

一方、少ない人数の中でよりの確な支援が行えるように、現状と人数が変わるわけではありませんが、来年度からスクールソーシャルワーカーの拠点校の配置替えをして、より多くの子供たちに支援ができるように支援の対象を拡大していきながら、事業を進めていきたいと考えています。

○委員 いろいろと工夫して取り組んでくださっていることは理解できました。ただ、拠点校中心の活動となると、1回4時間という形で時間的な制約も非常にありますし、これまでの課題であった、例えば放課後の家庭訪問も制約されることも非常に課題だと思えます。何とかそういうこともできるような工夫をしていただきたいと思います。

○会長 週に1回4時間という国の基準ですが、これは既にクリアされているのですか。

○事務局 週1日配置ですので、基準はクリアしていると考えています。

○会 長 国の基準はクリアしているので、それを上回るように市独自で努力していただく必要があると思います。スクールソーシャルワーカーの役割は、予防的な観点からも極めて大事です。子供の頃にきちんと対応していかないと、問題がどんどん大きくなって解決が難しくなりますので、何とか検討いただけたらと思います。

○事務局 副会長からも、増やすことも大切だが、その養成の計画や研修体制についても考えていただきたいというご意見がありました。

○会 長 養成や研修については、現在はどのような状況になっているのでしょうか。

○事務局 研修等については、西宮市要保護児童対策協議会（以下「要対協」）と連携して事例を基に研修するものと、市の執務室に5名おりますので、2か月に一度は会議を持って、今年度は特にいじめに特化した形で事例を持ち寄ってスキルアップする研修を行っています。

○会 長 ピアスーパービジョンというか、仲間同士でお互いにサポートし合うスーパービジョン体制になっているという解釈でよろしいですか。

○事務局 はい。

○委 員 とにかく私の要望としては、人数が増えればいいということです。

研修については、お互いの現場でのケーススーパービジョンと、第三者的なスーパービジョンが必要です。以前は、年に何回か、大学の先生に来ていただいてスーパービジョンの機会を持たれていたように思いますが、それはどうなったのでしょうか。

○事務局 現在も、大学からスーパーバイザーの先生に来ていただいて、事例を基に研修していただいています。

○委 員 実は昨日も、要対協の主催で、実務担当者会議の中でスクールソーシャルワーカーの方も参加されて、実際のケース検討もしながら、ヤングケアラーの研修会が開催されましたので、そういう研修にも積極的に参加していただけるような体制を取っていただきたいと思います。

○会 長 スクールソーシャルワーカーについては、引き続き、増員の問題と質的な確保に一層努められるように要望します。

○委 員 3点お聞きします。

まず1点目は、資料集8ページの生活・学習支援事業で、令和4年度から中学1年生を新たに対象として実施したとなっています。これは、私どもの会派としてもずっと要望していたことなので、これ自体はよかったと思っています。これについて2点お聞きします。

中学1年生を新たに対象として実施したことでどのくらい来られたのか。

また、もともと中学3年生では遅い、もう少し早くからやったほうが良いという意見が昨年度も出ていましたし、私どもも思っていたのですが、実際にやってみての効果として実感として具体的なものがあればお聞かせください。

○事務局 まず、今年度(令和4年度)の実績ですが、12月末現在で、中学3年生が67人、2年生が41人、1年生が36人になっています。

効果については、中1・中2については、こちらが想像していた以上に参加者数が多かったと思っています。さらに、出席率も、中1・中2ですと受験まで少し時間がありますので少し落ちると思っていたのですが、12月末現在で70%を超えていまして、むしろ例年以上の参加率になっています。最終的な効果という意味では、年度末に参加者にアンケートをとりますのでその結果待ちにはなりますが、現状は中1まで学年を拡大した効果は非常に大きいと思っています。

○委員 いい感じになっているのでよかったと思っています。

今の人数は頭数ですね。もう一度確認します。

○事務局 おっしゃるように頭数です。

○委員 学習習慣という意味では低年齢であればあるほどいいという議論も一方ではあります。中学生全般に対象を広げたのですが、これをさらに下まで広げていくことは考えていらっしゃいますか。

○事務局 小学生まで対象学年を拡大することになりますと、現状のような公共施設を活用した事業スキームでは、ハード面やコスト面で非常に難しくなってくると考えています。ですので、今すぐ小学生まで対象学年を拡大することは考えていないのですが、他市の事例なども参考にしながら、引き続き研究していきたいと思っています。

○委員 今、ハード面という話がありました。それを考えたときに、資料集9ページの一番上に、学校や地域における各種学習支援事業が出ています。この中で、課題や今後の方向性として、地域に助言するなどして取組みを充実され、より子供たちの環境や状況に応じた選択肢を増やしていく必要があるとなっています。こことリンクさせて物事を進めていくことは考えられるのですか。

○事務局 現状はまだ連携して考えるというところまではできていませんので、その可能性があるのかどうかも含めて研究したいと思います。

○委員 分かりました。可能性として、選択肢を増やすという意味でハードの部分の一つの制約になっているのであれば、そのあたりを考えていけばいいと思います。10箇所が増えたのは非常にいいことだと思っていますし、対象学年が拡大されたこともいいことだと思っています。ただ、中学生ぐらいになれば移動距離も増えると思いますが、小学生ぐらいですと、そもそも校区を出ていってはいけないという縛りもあります。それも考えると、できるだけ拠点数をある程度増やし、実際問題としてコスト的な制約もあるのであれば、今あるところと連携していきながら選択肢を増やしていけると非常にいいと思っています。選択肢や可能性としてぜひ検討・調査を進めていただければと思います。

次に、ここは答えにくいとは思いますが、この項目を考えたときに、私が常々思っているのが、学習支援を学校とは別口でやることは大事だと思います。より上乗せでやる

ことは重要だと思います。しかし、一義的には学校でその役割を果たすことがすごく大事ではなかろうかと思っているのです。その意味では、今、世の中でも話題になっていますが、できるだけ先生方の負担をなくすことを前提に、もう少し先生方の授業に集中できる状況を整えとか、授業力を向上してもらおうとか、習熟度別の学習を進めていって一定授業や学力向上に注力しやすい状況を整えることは非常に大事だと思っています。そういった取組みもきちんとこの中にいれていかないと、学校のことは別に置いて学力支援のことを議論するとか、学力支援について語ること自体、個人的にもものすごく違和感を持っているのですが、この点についてご意見を聞かせていただけますか。

○事務局 本日、学校教育の担当は来ていませんので、直接お答えすることはできませんが、こういった場でご意見をいただいたことは担当課にしっかりとフィードバックして、次の年の当分科会で対応状況をご報告させていただくこととなります。

委員おっしゃるとおり、その学校での生活・学習と放課後の学習支援はやはり連動性があってこそのものだと思っていますので、そのあたりについては市として今後検討していきたいと考えています。

○委員 ぜひその方向でお願いしたいと思います。

前年度に出した意見に対して回答をいただいていることはとてもいいことだと思います。この取組みについてはぜひ続けていただきたいと思います。

また、学力向上などを言っていくときに、学校をなしにして話を進めていくこと自体、非常に片落ちだと思います。そこに学校や教育委員会に入ってもらって施策全体として展開していくことは非常に重要だと思っていますので、ぜひ今後に反映していただきたいと思います。

次に、これも答えにくい話ですが、資料集10ページの一番上で、「みやハグ」をやめてLINEにしたのは非常にいいことだと思っています。しかし、西宮市のLINEは、情報発信の頻度が非常に低かったり、登録している方がブロックしている割合が非常に高かったり、評判があまりよろしくないという印象があります。その意味では、もちろんこういった情報をLINEを使って広報していくことは大事だと思いますが、そもそも市全体として情報発信の方法やLINEの使い方、他のSNSツールの利用の仕方・すみ分け、情報発信の仕方についていろいろ含めてきちんと考えていかないと、LINEで流したということだけでは今の情報発信は非常に弱いと思っています。そのあたりについて考えていただきたいと思いますが、いかがですか。

○事務局 まず、「みやハグ」からLINEに情報発信のツールを移行させましたが、「みやハグ」での最後の令和3年度末の登録者数は2万777人でした。今年度からLINEに移行して、今日現在、LINEの中で子育てに関する情報が欲しいという方は、お住まいの校区やお子さんの年齢、欲しい情報について事前に登録していただくのですが、その受信設定を登録されている方が6,216人になります。まだ「みやハグ」の登録者の3分の1程度にとどまっている現状ですので、これからも積極的にLINE登録への発信

も進めていかなければいけないと考えています。

L I N E というツールでどういう形でこれから市として発信していくのかについては、子育て支援部局だけでなく、市全体の問題ではあると思っています。ちなみに、今年度、こども支援局として、国の交付金を活用して、小学校へ上がる前までのお子さんをお持ちの保護者と私立の小学校に通っているお子さんをお持ちの保護者の方に、お子さん1人当たり電子マネー1万円をお渡しするという事業を年度の後半に行っています。その中で、電子マネーを配付する際に様々な項目をお聞きしたのですが、この事業を何で知ったかをお聞きすると、電子マネーの申請をしてくださいという通知をもらって初めて知ったという方が7割ほどでした。市政ニュースでも積極的に広報したのですが、市政ニュースで知った方が約15%、ツイッターやL I N E 等で知った方は0.3%という結果になっていますので、このあたりの現実も受け止めながら、今後の広報を考えていきたいと思えます。

○委員 所管違いの面が強いところで、ありがとうございます。とにかくきちんと考えていただきたい。いろいろなところで聞くのですが、異常に弱い、見ていただけていない、せっかくやっているのがもったいないと思っています。昨年度のご意見でもありましたが、していることが目的になってしまっていて、そこで満足してはいけなくて、先ほど言われたL I N E などSNSが0.3%という現実のほうがむしろ非常に重い。それ以外の広報するための手段をとっていただいていることはよくよく分かっての上ではありますが、より以上に不特定多数の人にもきちんと情報発信するツールをしっかりと活用できるように取り組んでほしいと思えます。

○会長 私も、前年度の意見とそれへの対応状況を資料としておつくりいただいていることには感謝したいと思えます。

その中で、学習支援について、中学3年生だけではなく、対象拡大すべきであるという意見があり、それについて対応いただいたことは感謝したいと思えます。ただ、できるだけ早いほうがいいと思えます。中学校ではもう遅く、数学や英語などの積み上げる学習の場合は、小学校のときからきちんとやっておかないと、中学校に入ってからプリントをしたからといってなかなかついていけないものです。ですから、できるだけ早期の段階での支援を引き続きお願いできたらと思えます。そのことが長期的なスパンで見るとコストの削減にもつながっていくのではないかと思います。

○委員 2点お伺いします。

学校でも基礎学力の向上としていろいろとされているのですが、それを、タブレットを使って小テストを行ったり、早めにデジタル化していくと、子供たちのつまずきを早期に発見できて対応できるのではないかと思います。学習支援については、令和2年度 of 取組みに対する評価・意見等として家庭訪問が挙げられています。現在、児童生徒にはタブレットが配布されていて、家庭などでタブレットが使える状況にありますので、デジタル化を活用して学習支援をもう少し広げて行うことはできないかと考えてい

るのですが、いかがですか。

○事務局 現状、タブレット等を活用した授業は実施していません。ただ、有効な手段の一つと考えますので、今後検討していきたいと思っています。

○委員 この分科会でもZ o o mを使用していますし、より裾野を広げるためには、非常に有効な、しかも費用もあまりかかり過ぎない方法ですので、ぜひ検討していただいて、学校との連携が必要になってくると思いますが、よろしく願います。

2つ目は、スクールソーシャルワーカーについて、今、評価基準は各学校に研修等を行うこととなっていますが、スクールソーシャルワーカーは、先生に相談しにくいところを対応していただけるのが非常に重要だと思っていますので、そういう相談の要請について、今どのような状況で、どれくらい対応できているのかの把握が重要だと思います。つまり、今どれくらい溢れているのかを把握することが大事だと思いますので、そのような数字は持っておられますか。

○事務局 手元に細かな数字は持っていませんが、スクールソーシャルワーカーへの相談については、学校を訪れて職員との連携、例えば職員が児童生徒に対応するときと一緒に入ってアドバイスをしたり、職員室において職員から相談を受ける、そういう情報から教室に出向き、対象となる子供たちを見守ったり、場合によっては保護者・本人と話をするという形になります。家庭訪問が必要な状況にありましたら、職員と共に家庭訪問に行くこともあります。

○委員 聞きたかったのは、今は数字をとられていないのかもしれませんが、現状、どれくらいそういう案件があり、どれくらい対応できていて、対応できていないのはどれくらいあるのかを把握することが大事だと思ったので質問しました。もしスクールソーシャルワーカーが対応し切れないケースがたくさんあるのであれば、次の手段を考えていくことが必要になります。スクールソーシャルワーカーの人数は少しずつ増えていますが、中学校1校に1人が一番望ましいと思いますが、なかなか道のりは遠いので、それを他の方法でできるように考えたほうが良いと思いました。

○事務局 当課では、学校から戻ってきたスクールソーシャルワーカーが、その日に対応した件数や内容について、非常に細かなシートをつくっています。実際に手が足りているかというところ、さらに拡充する必要があるとは考えていますが、滞っていて緊急な対応が必要であるというところまではいっていないと考えています。さらに、スクールソーシャルワーカーの活用の仕方が、拠点校の事情はある程度把握しているのですが、他の学校で要請するタイミングが分からなかったりする場面もあります。研修等で、スクールソーシャルワーカーを要請したいことがあればいつでも教育委員会へとお伝えしていますが、まだ十分に浸透していないところもありますので、新たに拠点校となった学校に周知して、さらに子供たちへの支援につながればと考えています。

○会長 以前、スクールカウンセラーでも、制度が発足した当初は全然理解されていなくて活用されていない面がありました。現在、スクールカウンセラーについてはかな

り浸透していると思いますが、スクールソーシャルワーカーについては、まだ制度そのものが新しいこともあって、全国的に見てもかなり格差が見られます。周知を十分にすれば当然ニーズの掘り起こしにつながります。実際は必要だが活用し切れていないところがあるかと思いますが、今後一層、各学校への周知を図っていただきたいと思います。また、浸透すれば当然ニーズは増えてきますので、それに伴って増員も考えてほしいと思います。

○委員 資料集11ページの「(5)関係機関の連携」の中に西宮市子供生活応援連絡調整会議が何回か出てきます。この構成メンバーや概要について教えていただけますか。

○事務局 子供の生活応援連絡調整会議は、家庭の経済状況など生まれ育った環境に将来を左右されることなく、健全に成長できるように支援する方策を検討するために、庁内の関係課17課が集まって、情報共有・検討を行っています。構成課は、男女共同参画推進課、地域共生推進課、生活支援課、厚生課、地域保健課、子育て手当課、子供支援総務課、保育所事業課、育成センター課、地域・学校支援課、子育て総合センター、学校改革課、学事課、地域学校協働課、学校保健安全課、特別支援教育課、子供家庭支援課です。

○委員 連絡調整ですので17課が集まって話し合うという場で、ここが庁内では中心になっていると思うのですが、昨年度は開催がなかったことは残念です。ただ、あまりに課が多いので、何かに絞って連絡調整していかないと、具体的にぼやけてしまって、誰が船頭になってどこに向かって行くのかが難しいのではないかと思います。もう少し対象を絞った形で連絡調整ができるような体制もできればいいのではないかと感じました。

○事務局 冒頭の説明でもありましたように、この子供の生活応援連絡調整会議のメンバーと要対協のメンバーが重複してしまっていて、逆に子供の貧困を子供が抱える問題の一つと理解して、要対協の場の中で貧困も含めた議論をしていくという流れにしていこうとしています。逆にもっと数は増えてしまうのですが、民間の団体なども要対協には入っておられますので、より効果的な議論なり情報共有ができると考えています。

○会長 支援体制の拠点整備のところ、この連絡調整会議を要対協の活動の中に位置づけることでネットワークの強化を図ったと過去形になっています。つまり、令和3年度には既に要対協の中に調整会議を位置づけたという受け止めでよろしいですか。そうであれば、具体的に要対協の中の代表者会議や実務者会議や個別ケース検討会議などがありますが、どういうものになるのでしょうか。

○事務局 要対協の中に位置づけた考え方については、基本的には、年に一回の代表者会議で様々な課題について話し合いをしていますので、今後はその中で貧困問題も取り上げていくことになっています。この調整会議自体は、現在なくなったわけではなく、国や県からの通知等がありましたら情報共有は図っています。

○事務局 このプランを策定したのは平成29年度です。ちょうどその頃、国のほうでも

子供の貧困に関する大綱を策定し、全国的に子供の貧困に関する問題・課題認識が広まっていきつつ、各都道府県・市町村でも対策についての検討が始まっていました。西宮市においても、子供の貧困というくくりでの所管課がなかったため、まずは関連する保育所や幼稚園、学校、放課後、そして生活困窮世帯を対象にしている厚生課など、そういった関連する部署がまず集まってそれぞれが実施している事業を共有するところから始まったのが子供の生活応援連絡調整会議です。ただ、役所というのはテーマに沿っていろいろな会議体をつくってしまいがちです。この連絡調整会議についても要対協とかなり重複しており、さらに、連絡調整会議では民間団体や地域の方が入っていません。そういったこともあり、会議のあり方としては、似たメンバーが何度も集まるよりは、一つの大きな会議体の中で子供の貧困というくくりも要対協の活動の中に入れて考えていきたいという方向性を持っています。

○会 長 全体的な交通整理が必要でしょうね。会議が形骸化することだけは避けたいといけないので、ぜひ方向性を明確に打ち出していきたいと思います。

○事務局 副会長からご質問をいただいています。スクールカウンセラーはどれぐらいいるのかというご質問がありましたので、事務局から報告したいと思います。

○事務局 スクールカウンセラーの配置については、県より26名の方に来ていただいています。33校のカウンセリングに当たっていただいています。その方が拠点校から配置されていない学校にカウンセリングに行くことになっているのですが、それでは全校を当たれませんので、市として4名のスクールカウンセラーを配置し、特に未配置の小学校に行っている状態です。

○会 長 スクールカウンセラーについてはニーズを満たしているのでしょうか。

○事務局 スクールカウンセラーについても、県費によりすべての学校に配置されることがベストだとももちろん考えていますが、なかなか難しいところですので、市費により4名を配置しています。県費のスクールカウンセラーであれば週1日程度の配置ができるのですが、市の4名の配置で何とか2週に1回程度は配置できる形にしています。スクールカウンセラーの配置についてもさらに増員を要望しているところです。

○会 長 引き続き、スクールソーシャルワーカー同様、スクールカウンセラーの増員もお願いしたいと思います。

○委 員 資料集10ページの「周知・広報の充実」において、LINEによる情報提供が令和4年度から実施されていて、6,000人余りの登録があるという説明がありました。県のほうでも、この2月からLINEによる相談を始めて、周知の方法がなかなか難しく、ふたを開けてみるとなかなか登録者数が上がってきていないのが実態です。

令和3年度の実施内容として、令和元年度4件、2年度5件、3年度6件という数字は、広報をした件数ですか、どういう数字なのでしょうか。

○事務局 ここに挙げている件数は、ひとり親家庭の方に対する情報提供の件数です。ひとり親家庭向けの弁護士相談やパソコン講習会などのご案内を「みやハグ」を通じて

送った件数です。令和4年度からはそれをLINEに載せ替えて実施しています。

○委員 弁護士相談は実際にどれぐらいの件数があったのか、その傾向など、その中身について把握しているのでしょうか。

○事務局 実績としては、令和3年度は3回開催しており、1回当たりの定員は6人で、1年間を通しての相談人数は7人です。ちなみに、令和4年度は、既に2回開催してまして、相談人数は3人です。

この弁護士相談は、そこに至る前に市のひとり親相談員が必ずお話を聞くことになっていまして、その相談の内容がひとり親相談員で対応できるものなのか、法的に弁護士への相談が必要なものなのかを分類しまして、弁護士への相談が必要と思われるものについて弁護士相談に誘導しています。具体的な件数までは分かりませんが、やはり多いのが養育費や子供の親権だと聞いています。

重点施策7 児童虐待防止対策の充実

○委員 資料集13ページの「児童虐待対応に向けた連携強化、体制強化」の「子ども家庭総合支援拠点の整備」の今後の方向性のところに、さらなる職員の体制強化とありますが、これはぜひいろいろなところに訴えて体制を強化していただきたいと思います。私どもも連絡・相談していますが、皆さん、大変忙しくて、体制強化は今後も喫緊の課題として進めていただきたいと思います。

連携強化については、保護者のアンガーマネジメントを継続して実施し、ペアレントトレーニングにも取り組むとなっておりますが、例えば民間の団体がペアレントトレーニングの資格を持った職員を抱えていますので、そういうところに依頼して連携して実施する方法も考えられると思いますが、どうでしょうか。

○事務局 ペアレントトレーニングやアンガーマネジメントについては、令和3年度に正規の心理職の者が2人増員になり、どうしてもいらいらして虐待してしまった保護者になるべく素早くペアレントトレーニングやアンガーマネジメントをしたいという思いがあり、直営で実施するという方向性でいたのですが、人員がいっぱいいっぱいの中で、民間団体への依頼も可能なようであれば検討はしてみたいと思います。

○委員 今後、協力体制をつくっていく中でも、一つのきっかけとしても検討されたらどうかと思います。うちのほうでもそういう資格を持った人間が何人かいますので、依頼があれば協力できると思います。

○委員 予防を含めて児童虐待の相談支援ですが、マニュアルを学校や保育所等に巡回時に配布されたと書いてあります。保育所等に行かれています子供がいると虐待等の発見はしやすいと思いますが、本市では出産後に家庭で子育てしている方が市内でも3分の1ぐらいいらっしゃるって、そこでの発見は非常に難しくなると思います。そこへのア

プローチに関して、どれぐらい確認できているのかについてお伺いします。

○事務局 在家庭の子供たちの状況確認は非常に難しいです。ただ、本市の場合、地域保健課のほうで、例えば健診のときなどに心配な様子があった場合は継続フォローする対応をとっています。さらに、心配なことがあれば要対協につないで支援していく体制をつくっています。

○委員 母子健康手帳をお渡しするときに、例えば産後うつについて、「出産後はこのような状況になることがあります。うつにもなりやすいです。そのときには子供の虐待にも関わるので、いろいろな支援を求めてください」というような情報提供を少し始めているとは聞いているのですが、私が聞いた例ですと、8月ぐらいに出産した方で、それは全然聞いていなくて、一生懸命やられた末にかなり疲れてらっしゃって、4か月健診時に保健師が協力してくださって虐待には至らなかったという例があります。そのあたりがしっかりとできているのかどうかについて、どのような取組みをされるのか伺えますか。

○事務局 現在、産後うつの情報について妊娠届出時に情報を提供しているのですが、妊娠届出時は情報提供する量も大変多くありまして、その中で記憶には残りにくい部分があったと思いますので、保健師全員に徹底していきたいと思います。今回、新たに国の施策で、出産・子育て応援給付金と伴走型支援の一体的な事業が2月から本市でも開始してありまして、その中で、妊娠8か月頃のお母様にアンケートをとることも今後新たに追加して実施していきますので、そのあたりでの情報提供や、産婦健診の中でも産後うつの情報を医療機関と連携しながら支援につなげていきますので、こちらのほうも継続的に支援を行っていきたいと思っています。

○委員 かかりつけの保育所的なものを登録してはどうかというお話をずっとしているのですが、何か相談することがあれば地域の保育所へ行ったり、園庭で遊ぶことができたり、堺市の例ですと、一時預かりができたり、赤ちゃん訪問を保育所が行ったりしています。いざとなったら助けてもらえる、一時預かりしてもらえることが在家庭への虐待防止になると思います。一時預かりまでするのはなかなか難しいかもしれませんが、各保育所と協力して、出産された方が相談するベクトルをつけてあげることは大事なことでと思いますが、どうお考えでしょうか。

○事務局 妊娠期から子育て期にわたり切れ目ない支援をしていくことは大切な事業です。妊娠届出時、母子健康手帳をお渡しする際には、西宮市では、必ず保健師が面談する機会を持ってありまして、この母子保健のほうで不安なお気持ちをキャッチしたいと考えています。加えて、2月から新たな事業が始まり、母子健康手帳をお渡しする面談を行った際に、それぐらいから出産準備が始まりますので、準備金として5万円をお渡しし、出産後にも、子育てに様々な費用がかかりますので、面談することを原則として5万円をお渡しするという事業がこれから始まります。出産前と出産後に行政のほうでキャッチする機会が生まれます。ただ、その後も、子供の発達状況に応じて新たな不安や

心配事が出てきますので、それをキャッチする機会として、当然、保育所や幼稚園での育児相談も実施していますし、子育てひろばを20箇所開設しています。そういった機会を持ちつつも、今課題として認識していますのは、そういったところに来ていただけない方、自ら発信できない方をいかにキャッチしていくのかです。

ご提案の、保育所に登録してかかりつけの保育所とするという制度についても、保育所を希望される方がたくさんいらっしゃるって、現状保育所は本当にいっぱいいっぱい運営していただいています。将来的には子供の数の減少も相まって落ち着いてくる時期が10年後には来るので、そのときに向けて、次の保育所・認定こども園の役割としては、地域に根差した施設を目指さないとはいけません。そういったところも今後検討していきたいと思っています。

○委員 アプローチするのは難しいことは私も知っています。全国の自治体の中で子供へ弁当を届けている事業をしているところがあります。私が見たのは東京都文京区の取組みでしたが、産後うつで困ることは、子供の食事をつくりたくてもつukれない状態になりますので、そのときに、子供のお弁当を届けてあげる、また、専門的な人が届けているので、中の家庭状況などが訪問したときに分かるわけです。そのときにLINEの登録をしていただいて、LINEでやり取りするようになってくると、プッシュ型で自治体から「こういう支援がありますよ」と支援策をご案内できる可能性もあります。これですべてが解決するとは思っていませんが、お弁当を届けることでつながりをまずつくることが大事になりますから、これも検討してほしいと思います。

○会長 在家庭児童については、積極的にサービスにアクセスできる方はいいのですが、本当に支援が必要な家庭は、どうしても閉じ籠もってしまって自らアクセスできないところがあります。そうなるところから出向いていくしかありません。そういう意味で、例えば健やか赤ちゃん訪問事業で全戸訪問しますので、それに準じた形で、一定研修を受けたボランティアになるのか、保健師または保育士か、そのあたりは別にして、4か月以上の子供、特に所属集団がなく、ずっと家に子供がいるご家庭に対して、こちらのほうから回っていく取組みをしている自治体中にはあります。ですから、そういったところも参考にしながら、在家庭児童への支援策を今後市として考えていただく必要があると思います。この点は分科会の意見として盛り込ませていただきたいと思ひます。

アプローチの仕方は、各自治体でいろいろな取組みをされていますので、そういった情報も集めながらご検討いただきたいと思ひます。

○事務局 副会長のご意見を紹介します。産前産後ケアについてどれぐらい実績があるか、リスク・ニーズを把握されていても資源がそろっていないといけない。今回の法改正でメニューの充実が言われているが、どのような計画をされているか。また、その際、拠点の役割としてサポートプランの作成を軸としたケースマネジメントが主となっていくと思うので、そういう意味でも民間の資源も活用してほしいというご意見です。

○事務局 産後ケアの実績について報告します。

令和3年度については、訪問型のみ実施していきまして、利用者数は実人数で100名、延べで284件、訪問しました。本年度については、12月から宿泊型と通所型のサービスを新たに追加しました。細かな数字を本日は持っていませんが、たしか12月で新規で申請があったのが、訪問、宿泊、通所すべて含めて40件ほどありまして、11月までとは違って急激に申請が増えた印象があります。利用できる通所型の施設については、助産所も含めて協力いただいています。ただ、宿泊型については、受入れ側の病院の事情もあり、北部の方は神戸市に1件、南部エリアでも1件というところで、まだこれから開拓する必要があると思っていますが、12月では、お1人だけ宿泊もご利用になっていたと記憶しています。今後、医療機関等にも産後ケアの実情を周知しまして、協力を得られるように取り組んでいきたいと思っています。

サポートプランについては、妊娠届のときにもそれぞれ必要な計画をご説明させていただいたり、特に支援が必要な方については支援計画をそれぞれの地区担当保健師が立てて支援を行っていますが、産後ケアについても、申請があれば必ず利用前にお母さんの背景や必要なニーズを事前にお電話で聞き取った上で、利用になるところにきちんとその内容も引き継ぎして利用いただけるような体制をとっています。

○事務局 人数の充実というご質問については、今回の法改正でこども家庭センターの設置が令和6年4月から努力義務となりまして、それに合わせて様々なメニューが追加されています。本市では、そのうちのひとつである子育て世帯訪問支援事業は令和4年7月から既に実施しています。それ以外のメニューについては、今のところ、実施するかどうかも含めて未定となっています。今後、継続的に国のほうから詳細な通知なりガイドラインなりが下りてくるとお思いますので、その内容を確認しながら、本市としても対応を考えていきたいと思っています。

○会 長 副会長のほうから、産後ケアの宿泊型について、母子生活支援施設の活用は考えられないのかというご質問がありましたが、制度的にはどうでしょうか。

○事務局 母子生活支援施設の所管は子供家庭支援課ですが、今のところ、母子生活支援施設で産後ケアを受け入れる予定はありません。今後、地域保健課と連携しながら、可能性も含めて研究していきたいと思っています。

○会 長 副会長、どうでしょうか。今連絡はとれますか。

○事務局 今トンネルですと連絡がありました。ご意見があればチャットで発言していただこうと思います。

○会 長 私のほうから、少し細かいことで申し訳ないのですが、資料集12ページの児童虐待の予防の2つ目、下の段の特定妊婦や要支援児童等の状況把握と支援について、特定妊婦については台帳管理したということですが、要支援児童についての記載がありません。これはどうなっているのでしょうか。

○事務局 要支援児童の状況把握については、要対協の要保護児童と同じ台帳で管理し

ていまして、年に4回の実務担当者会議の中で進捗状況の確認をしています。

○会 長 分かりました。

○委 員 13ページの「(3)児童虐待対応に向けた連携強化、体制強化」で、子ども家庭総合支援拠点を設置し、人数も増員したとなっています。スクールソーシャルワーカーもそうですが、児童虐待に関しては、平日の昼だけでは対応できないというか、それ以外の時間帯のほうが件数が多いと思うのです。普通の勤務時間の体制ではなかなか難しいところがあり、それを超過勤務とするのか、保育所のように早出・遅出という形で夜まで対応するのか。日曜日まで対応すべきとは思いませんが、そういう体制は現状どうなっていて、どう考えておられますか。

○事務局 休日・夜間については、現状対応ができていないのが正直なところですが、ただ、何か具体的に対応できるというわけではありませんが、休日・夜間も含めた24時間の電話相談窓口は社会福祉法人に委託して設置しています。その場ですぐ対応することは難しいのですが、その情報については市のほうと必ず共有して何らかの対応をしているところです。

○委 員 保育所でも、早出・遅出の体制で、職員が重なる時間帯を長くしていますので、こういう事業については、9時から5時までではなく、19時か20時ぐらいまで対応できるとか、土曜日でも何人か入れるとか、勤務体制を組み替えて対応していけないかと思えます。こういう事案というのは、平日の昼はどちらかというとな少ない時間帯です。せっかく体制としてあるのもったいないという気がしますので、検討をお願いしたいと思えます。

○事務局 マンパワーが充足していない状況の中で、昼間もかなりの人数が家庭訪問に出ていたり電話対応していたりしている状況があります。時差出勤という形にしてしまうと、どうしても、人が少ない時間帯が生まれてしまい、電話もとれない状況も考えられると思っています。ただ、夜間にどうしてもお話がしたい、もしくは夜間しかお話ができないという方も中にはいらっしゃいますので、事前にアポがとれれば、当然夜間でも家庭訪問や面接をしています。夜間帯の対応については、ある程度相談体制が充実してから検討になっていくのかなという気がします。

○委 員 確かに今の体制では非常に難しいと十分に承知します。そこで民間の団体として対応に協力することについては、現に今も24時間電話相談を受けるようにしていますが、ショートステイや緊急一時預かりであったり、行政では対応できないところは民間の団体と連携していくことを今後も積極的に考えていけばいいのではないかと思います。我々としても、協力していけるところは協力していけるのではないかと思います。

○事務局 副会長から、児童家庭支援センター（以下「児家セン」）との連携はできないかというご意見があります。現状、西宮市内に児家センはなく、一番近くでは尼崎市にあるのですが、今のところ、夜間帯の対応について何かお話ししていることはありません。

せん。今後、検討は必要だと思っています。

○会 長 24時間対応は非常に大事な課題だと思いますが、まず人員体制の拡充のほうを見ながら、さらには国のほうで法定化されたこども家庭センターの情報も得ながら、24時間対応が可能な方策について検討していただくことを我々の意見とさせていただきたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

○委 員 はい。

○委 員 13ページの「(2)児童虐待相談や支援」の項目の1つ目、マニュアル活用の推進ですが、別冊にある人事異動などで人が替わったりすると、書いたものがないと引継ぎがうまくいかないという趣旨も含めて、マニュアルをきちんと整備されて、関係機関に配布されていると思います。人事異動など人が替わる場所でも、マニュアルがベースにあり、ケースの概要を聞いているから、どういうリスクがあるのかが分かると思います。ただ、我々も実際に困惑しているところがあるのが、対象の方が他府県に転出した場合、重症化リスクがすごく上がることがあります。温度差があり、いかに我々が他府県の児童相談所に説明するかというところで、原則、職員に資料を持っていかせて全部説明させるようにしています。例えば要対協が管理しているケースで市内から県外に転出された場合はどのように配慮をされているのでしょうか。

○事務局 他市あるいは他府県に転居した場合の引継ぎについては、こども家庭センターと同じように、基本的に全件について情報提供あるいは移管という手続はします。あとは、そのケースの重症度あるいは転居先までの距離も含めて、できる限り同行して直接先方の担当者の方に引き継ぐ形はとるようにはしています。ただ、本当に遠方になってしまうとそれはできませんので、100%できているかということ、そもいかなのが現実です。

○委 員 例えば北海道や沖縄となるとかなり厳しいところもあると思いますが、お互いがきちんとリスク管理できるような工夫をしていかなければいけないという意味では、市のほうともいろいろ相談させていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○委 員 今の相談や支援というところで、人事異動や担当者の変更等によってということもありますが、例えば虐待ケースやそれに関連するDVケースの情報の管理については、徹底して共有していただかないといけないと思います。例えば市庁舎ならば、虐待対応の専門の部署でなくても、例えば生活保護あたりから相手方の情報を集めるケースも多々あると思います。そのあたりは今後も情報共有を徹底していただけたらと思います。その点も今後の課題として挙げておいていただけたらと思います。

議事(3) 地域型保育事業、幼保連携型認定こども園の認可について

○委 員 小規模保育事業について1点だけお願いします。

西宮市でも3歳の壁が現在問題になっています。この2園については小規模保育事業なので、当然、卒園後の連携先が問題になる場面が想定されると思いますが、そのあたりについてはどうお考えですか。

○事務局 今回の小規模保育事業2施設については、いずれも卒園後の連携先が確保された形での整備となっています。

(1)の「武庫川敬愛保育園甲子園けやき散歩道」は、同じ里中町1丁目の9番街区に令和6年4月開園予定の認可保育所を連携施設とする予定となっています。その施設については、同法人が現在整備のために事業を進めているところです。

(2)の「あすなるバンビ園」については、同じくあすなる福祉会が運営しています松園町にある夙川あすなる保育園が卒園後の受入れを行う施設となっています。

○委員 基本的に小規模保育事業については、連携先の確保がある場合に開園を認可するという事ですね。その確認をお願いします。

○事務局 現在、小規模保育事業の募集にあたっては、卒園後の連携先の確保を条件としています。

○委員 その件は了解です。

「あすなるバンビ園」については、連携先の定員枠は確保されているのでしょうか。もう一つ、(1)のほうは、2歳児が3歳になるタイミングでは連携先は間違いなく開園し、行き先がないという事態にはならないということだと思っていいたいのですか。

以上2点、お願いします。

○事務局 (2)については、3歳児の受入枠を同園の定員変更を含めてきちんと確保した上での卒園児の受入れとなっています。

(1)については、令和6年4月に開園予定の施設で受け入れる予定にしていますので、少し先の話ではありますが、その開園と合わせて卒園児を受け入れる予定で進めています。

○委員 工事案件では最近は遅延などがすごく多いです。万が一にも行き先がないということになれば大変だと思いますので、工事自体が遅延することはどうしようもない面もあるかもしれませんが、そうなってしまったときに行き場がなくてどうするのかということだけにはくれぐれもならないようにやっていただきたいと思います。

○会長 事務局のほうでしっかり進捗管理等よろしくをお願いします。

○委員 (1)の「甲子園けやき散歩道」ですが、ここの法人の資料を見ますと、8ページの指導監査への対応状況というところに、監査の指摘として、上段の甲南やまゆり保育園では、職員採用時に健康診断を実施していなかったことであったり、食事についてタンパク質の目標量が不足しているため改善することであったり、下段の六甲敬愛保育園では、職員の配置基準不足があたりと、こういう指摘を受けています。このあたりの運営については大丈夫なのでしょう。こういう指摘を受けることは基本的な認識が少し不足していると思うのですが、その点についてはいかがですか。

○事務局 この施設に関しては、令和2年度に健康診断の指摘をしているのですが、それ以降に関しては同様の指摘はありませんので、改善しています。また、直近の令和4年3月に行いました監査においても、特に文書は発行しておらず、口頭による指導ですので、過去に起こった指摘に対しては真摯に対応していると考えています。

○委員 それは当然のことですが、これから西宮市に入ってこられる法人ですから、どんな法人が来られるのかについて気になります。この場合は、連携先の保育所の整備場所をよく知ってしまして、あんな狭いところでまた保育所ができるのかと思っています。基準を満たすだけでなく、子供たちの福祉にとってふさわしいのかというところが視点から抜けているのではないかと思います。小規模保育事業の場合は特に園庭が必置というわけでもなく、近くに大きな公園があるとはいえ、そういう中で子供たちが育つのはどうなのかという疑問は持っています。そのあたりの指導、チェックを適切にしていきたいと思います。

〔午前11時55分 閉会〕